提出書類一覧【継続認定用】

提出書類

- 〇:必須
- ★:該当する場合のみ
- (★):提出書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

扶養手当の手続とは別に、共済組合の手続き(この一覧の書類の提出)が必要です。

事実発生日以降、速やかに手続きしてください。

書類の申告日や所属所文書受付印の日付は、事実発生日以降としてください。

認定の種類	被扶養者の要件を引き続き備える者	事実発生日		
一般認定から一般認定へ	年度末までに22歳になり、扶養手当の支給が終了になったが、障害等があり引き続き扶養手当の支給対象者となった者	引き続き扶養手当の 支給要件を備えた日		
	60歳になり扶養手当の支給対象となった者(父母、祖父母)	扶養手当の支給要件を 備えるに至った日		
	障害等があり扶養手当の支給対象となった者	扶養手当の支給要件を 備えるに至った日		
特別認定から一般認定へ	組合員が、扶養手当が支給されない任用形態(再任用職員、会計年度任用職員等)から、扶養手当が支給される任用形態(常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員等)になった場合	扶養手当の支給要件を 備えるに至った日		
	その他の事由により扶養手当の支給対象となった者	扶養手当の支給要件を 備えるに至った日		
	障害年金が決定している者(併給調整等により支給停止の者を含む)または60 歳以上の者で、総収入額が年額130万円(月額108,334円)を超えたが、年額180 万円(月額15万円)を超えない者	扶養手当の支給要件を 欠くに至った日		
40 57 - 1 2 44 04 57	年度末までに22歳になり、扶養手当の支給が終了した者 ※7	扶養手当の支給要件を 欠くに至った日		
一般認定から特別認定へ	組合員が、扶養手当が支給される任用形態(常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員等)から、扶養手当が支給されない任用形態(再任用職員、会計年度任用職員等)になった場合 ※7	扶養手当の支給要件を 欠くに至った日		
	その他の事由により扶養手当の支給要件は欠いたが、被扶養者としての要件を備える者	扶養手当の支給要件を 欠くに至った日		

- ※1 一般認定の場合、県立学校の組合員は、所属所の事務室を経由のうえ学校事務センターで証明を受けてください。 県機関(県立学校を除く)の組合員は、庶務事務システムから出力した「扶養親族届」(扶養手当の認定または取消が承認 されたもの)を添付してください。
- ※2 収入の種類等を確認します。3か月以内に発行された証明書(原本)が必要です。義務教育修了前は提出不要です。 海外居住のため証明書が発行されない場合は、3か月以内に発行された住民票の除票または1月1日に国内にいないことが わかるパスポート等の写しが必要です。
- ※3 アルバイト等の収入がある場合は、継続認定日の直近3か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書(給付様式第2-6号)を提出してください。会計年度任用職員や非常勤講師等の場合は、辞令(写)等も併せて提出してください。
- ※4 組合員の収入より他の扶養義務者の収入が1割以上多い場合は認定できません。組合員の収入の方が少ないが、他の扶養義 務者が被扶養者を認定できない場合は、その理由を「扶養協議書」の余白に記入してください。

(別紙C)

<u> </u>												
被 扶 養	お扶よ養	お扶 よ養	扶 養 理	市 ※※区 義3町	収入確認			生計維持確認		その他		
被扶養者申告書	び給与事務定	び給与事務 実 の認定	由中立書	務 教 育 以内 に の	給与・報酬等の 勤労収入がある	公的年金 (企業年金含む) ・個人年金等を 受給している	事業・資産 ・株の譲渡、配当 等の収入がある	雇用保険 (失業給付) を受給している	他に扶養 義務者が いる	いる	左記の書類以	
認定用】	*************************************	担当者の証明印状況欄(終期)		- 前は提出不要 ※2 ※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4 ※4	(預貯金通帳の写しは不可)の写し、給与等支払証明書 等 ※3給与・報酬等の月々の支給明細書 3	書、年金証書(等)(決定・変更・改定通知書、振込通知最新の年金額がわかる書類の写し	※共済組合で必要と認めない経費あり等の写し 告決算書、株の配当額等のわかる書類確定申告書および収支内訳書・青色申	雇用保険受給資格者証(両面)の写し	扶養協議書 ※4	渡航理由がわかる書類の写し ※住民票が国内にない場合は、 5	^規 以外で継続認定に必要な書類	
 給付様式 第2-1-1号		給付様式 第2-4号	原本	支払証明書は 給付様式第2-6号				給付様式 第2-7号	71.0			
0	Ο					0					(★)	
0	Ο			*	★ ※6	*	*	*			(★)	
0	Ο			*	★ ※6	*	*	*			(★)	
0	Ο			*	★ ※6	*	*	*			(★)	
0	Ο			*	★ ※6	*	*	*			(★)	
0		Ο	0	0	★ ※3	*	*	*	*	*	(★)	
				〇 検認時	★ 検認時	★検認時	★ 検認時	★検認時			(★)	
				〇 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時	★ 検認時			(★)	
0		Ο	0	0	★ ※3	*	*	*	*	*	(★)	

^{※5} 海外居住のため、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません。留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は特例で認定できますが、渡航理由がわかる書類の写しを添付してください。

^{※6} 検認を受けた日または特別認定日以降、収入がある場合は、その期間の収入を確認できる書類(支給明細書の写し等)を提出してください。無収入の期間があった場合は、申立書(給付様式第12-2号)で無収入であった期間を申し立ててください。

^{※7} 検認時に被扶養者の課税・非課税証明書と収入の確認書類(給与等の月々の支給明細書の写し、最新の年金決定・ 改定通知書の写し、確定申告書類の写し等)を提出していただきます。提出できない場合や収入超過の場合は、遡っ て取消になります。

就職や収入超過等がわかった場合は、検認を待たずに速やかに取消手続きを行ってください。